

111原動機を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2016	11	16 ～ 17	敷地内において、200Vエンジン発電機を修理するため、発電機本体左側面の鉄製ボンネットの固定ボルトを外し、作業姿勢を変えようとボンネットを手で押さえていたところ、ボンネットが棒から外れ、約40cmの高さから左足つま先部分に落下し、負傷した。	53	4	80209	10 ～ 29
2	2016	7	11 ～ 12	工場で車両からエンジンを取り外し修理をしていたが、ボルトを緩める際、勢いよく緩めた為、エンジン台から外れエンジンが右側へ倒れた所へ、左足大腿内側を挟まれた。	23	5	11701	10 ～ 29
3	2016	7	17 ～ 18	連続洗濯機の故障モーターの交換作業で、モーターを取り外し床まで下ろそうとした時、5人で作業をしていたところ、下ろしている最中にバランスを崩して傾いた時、支えていた指に重量がかかり、指を負傷した。	35	19	11703	100 ～ 299
4	2016	2	11 ～ 12	工事現場で発電機を起動するため、始動用の紐を引いたところ、発電機の反発のため紐に体を持って行かれ肩を痛めた。	67	19	30106	10 ～ 29
5	2015	10	10 ～ 11	信号で停車中に、後方で同じく停車していた車両が、動き出し当方の車両に衝突した。	44	1	40201	100 ～ 299
6	2015	10	10 ～	工場中ぐり盤において、テーブル上でしゃがんで芯出し作業時、操作盤を取る為にテーブルを降りようとした時、テーブル横に設置の切粉・切削油排出用のといの角に右足を引掛けて踏み外して、右足	59	1	11301	100 ～

			11	がはまってそのままバランスを崩して身動きが出来ずに転倒してしまい、右足脛骨と腓骨を骨折した。				299
7	2015	6	13 ～ 14	試験装置にエンジンをセットし運転していたが回転があがり難い為、右手でスロットルレバーを調整していた。この時、被災者は、左手を安全カバーに手を掛けており、安全カバーを閉め忘れたまま運転していたので、高速回転していた過負荷用ペラに触れ左手指部を弾かれ負傷した。	57	3	11509	10 ～ 29
8	2015	6	9 ～ 10	エンジン付はつり機による内床のはつり作業中に、換気が不十分な状況で一酸化炭素中毒になった。	35	12	30203	1～ 9
9	2015	3	14 ～ 15	設置場所でソファベッドの向きを前後逆にしようとしたが、周辺に机や書庫が置かれており十分なスペースがなかったため、ソファベッドを立てて向きを変えようとした。その際、ソファベッド背もたれの可動部分が手前に倒れてバランスを崩し、腰を捻り痛みが走った。	41	19	80203	100 ～ 299
10	2014	11	15 ～ 16	自社自動車整備用のピット内で自動車の点検整備中に、エンジンを切らないで調整をしようとして右手指をベルトに挟まれて負傷した。	48	7	11701	1～ 9
11	2014	10	15 ～ 16	当社荷捌き場にて2 tトラックにシステムキッチンの積込み作業中、トラック荷台に上がっていたが、まだ後ろに足場があると思いきみ下がったところ足場がなく足を踏み外し、腰から落下し反動で左側に倒れこみ頭を強打した。	57	1	40301	10 ～ 29
12	2014	9	18 ～ 19	人参機械で人参を抜く作業（畑作業）を終え、機械を別の畑に移動させようとしたところ、機械の不具合でエンジンがかからず、セルモーターのピニオンを引っぱり出し、エンジンをかけようとした。ピニオンを工具で引かず指で引き、エンジンがかかり指が挟まれた。	57	7	60101	10 ～ 29
				フロント右ブレーキシュー脱着作業中、先にリターンスプリングを				

13	2014	8	9 ～ 10	外し、右手でブレーキシューを押さえ左手でアンカーピンのロックボルトを外す時に、押さえていたブレーキシューが滑って下側へ回転し、アンカーピンのロックプレートとブレーキシューの間に左手薬指を挟んだ。	55	7	11701	～ 29
14	2014	6	13 ～ 14	杭工事のペントナイト用水槽のディーゼル発機がオーバーヒートして休止してしまった為、ホースを使用して水道水をかけて冷却していた。その後ラジエーターに水を足そうと考え、栓を開けてしまった。その際中の熱湯が吹き出して体にかかった。	57	11	30201	1～ 9
15	2014	5	17 ～ 18	熱風乾燥器清掃作業中、雑巾でローラーを拭いていた時、雑巾と一緒に右手がローラーに巻かれ、親指を負傷した。	40	7	10602	10 ～ 29
16	2014	5	14 ～ 15	自動車部品を取り外す際、エンジン部分あたりで手を挟んでしまい、左手薬指を骨折した。	34	7	170209	1～ 9
17	2014	4	9 ～ 10	ダイビング船舶のエンジンのメンテナンス中、エンジンを揺さぶりながら、ボルトを外そうとしたため、パイプが崩れ、エンジンとパイプの間に左手が挟まり切断した。	48	7	140309	1～ 9
18	2013	6	15 ～ 16	機械の清掃作業中、機械の運転を停止させずモーターのカバーを外し、作業をした為、モーターに服が巻き込まれた。	45	7	11002	1～ 9
19	2013	5	15 ～ 16	ホーニングマシンのフィルター取替えを行った際、集じん機ファンモーターを約1m程度リフトにて持ち上げた状態で作業を行ったところ、リフト爪先からファンモーターが滑り落ち、集じん機ケーシングと落下してきたファンモーターに手甲と親指、中指を挟まれた。	35	4	10902	100 ～ 299
20	2013	5	9 ～	漏水修理箇所にて、水替のため、ポンプ設置をした際、ポンプの電源コードが発電機まで届かなかった為、発電機本体を引こうとした	51	19	30209	1～ 9

			10	ところ、取っ手の部分が折れ、反動で膝を捻った。				
21	2013	2	11 ～ 12	配水管の補修作業中、錆どまりに使用するベビーサンダーおよび室内の照明確保の為、ポータブル発電機を持ち込み、作業していた際、発電機から発生した一酸化炭素が室内に充満した為、急性一酸化炭素中毒を引き起こした。	58	12	30107	1～ 9
22	2012	12	12 ～ 13	工場内にて、コンベアのチェーン取替作業中、古いチェーンを取外す際、チェーンを動かす為に電動ウィンチをコンベア上の架台にシャコ万力で取付け、動かしたところ、固定が不十分だった為、電動ウィンチが外れ、足の甲に落下した。	22	4	30209	30 ～ 49
23	2012	10	18 ～ 19	車検作業終了前、作動の確認をしていたところ、車のファンベルトに手中指を巻き込まれ、引きちぎられた。	40	7	80209	10 ～ 29
24	2012	10	10 ～ 11	調理器具の電源をあげるため、発電機を作動させようとした際、カバーが破損していることに気付かず、発電機に人差し指と小指がモーターに接触してしまい、小指を切断し、人差し指を負傷した。	35	7	140209	1～ 9
25	2012	9	23 ～ 24	事業所にて、コイン洗浄機の修理の為、駆動用モーターの電源をオフにし、モーター交換ベルトを付け直したが、正常に作動するか確認のため再び電源を入れたところ、ベルトが曲がっており、動作が不調であった為、ベルトを手で押していた際、誤って手人差し指を巻き込まれ、第一関節の上半分を切断した。	30	7	140309	1～ 9
26	2012	8	9 ～ 10	車庫の入口にて、枕木を取り外し、丸ノコで短く切断していたところ、丸ノコ刃が戻り、膝部分を切った。	69	8	30202	1～ 9
27	2012	7	19 ～ 20	ベルトコンベアからこぼれ、堆積した砂をベルト上に戻す作業中、回転ドラム部とベルトに軍手が挟まり、手をドラムとベルトに巻き込まれ、負傷した。	23	7	11002	30 ～ 49
			10	修理日にて、インペラーの中で2人で修理していて外へ出ようと止				10

28	2012	3	11	め金具に足を乗せたところ、足が滑り、80cm下のチャンネルの上で足を負傷した。	32	1	20201	～	29
29	2012	3	23～24	フェリーの可動橋操作室にて、緊急時対応の操作教育中、手動付きエンジンを発動中にペダルがはずれ、手首を捻り、手首を負傷した。	41	19	50202	～	49
30	2012	2	10～11	倉庫内にて、油圧式ハンドブレーカーで土間コンクリートの解体作業中、休憩をするため作業を中止して外へ出る際、気分が悪くなり倒れた。ハンドブレーカーを使用するため、発電機を使用していた。発電機の使用中出现有害な一酸化炭素などの排気ガスによる中毒状況のようだったため、救急搬送された。	58	12	30209	1～	9
31	2011	12	9～10	作業場吟醸蔵入口付近で、ポンプによるもろみ移動を行なおうとしたところ、ベルトが伸びてからまわりしてしまった。作業員は、安全カバーをはずしベルトを左手で持ち確認していたところ、電源を切らずに行っていたため、ベルトが急に回り出し、左手中指がポンプ駆動部にはさまれて、第一関節付近より切断した。	42	7	10105	～	29
32	2011	11	13～14	被災者と共同作業で、NC機械自動工具交換装置の不具合を確認中、主軸に付いている工具を機械内にある工具返却場所へ戻した。機械動作で1度工具が落下した状況が起きた（被災者は落下した状況を見ておらず、落下音だけ聞いた）。再び工具を機械内の返却場所へ戻す機械動作の際、被災者は工具の落下を想定し工具下にマクラ木を置き落下雲を押さえようと機械内に入った。被災者は機械内で工具がズレ落ちて傾くと思い、工具に手を近づけた状態で動作を確認しようとしたため、工具が落下直前に急回転し、近付けていた右手が工具に叩かれ負傷した。	48	6	11301	～	299
33	2011	11	11～12	A社A工場において、鉄くずを積み込み作業していた。その中に重いモーター20kg～30kg位の物があり、それを車に積み込む時手がすべり、左足に落ちて負傷した。	63	4	150109	～	49
				タイミングベルト交換を行った車両のエンジン付近より異音が発生					

34	2011	9	9 ～ 10	したため、エンジンをアイドリング状態にして、異音発生個所付近を手探りで点検していたところ、回転しているファンベルトに誤って右手中指が触れ、負傷した。	55	7	11701	～ 49	30
35	2011	3	8 ～ 9	被災者は作業担当以外の部署のTYPE-Aボール盤で異常音が聞こえたためボール盤を見に行った。すでにボール盤の異常音の発生原因を調査中であり、点検中に被災者がプーリーベルトに手を添えた時、点検者がスタートボタンを押したので中指を巻き込まれ負傷した。	23	7	11204	～ 49	30
36	2011	2	17 ～ 18	当社工場内に於いて機械修理作業中、空気の吸排の確認をする為に吸排口に手をかざしたところ、誤って手を近づけすぎ、吸排口の中にまで手を入れてしまいモーターが回転している部分に触れ、左手中指上部を切断した。	31	8	11702	1～ 9	
37	2011	2	11 ～ 12	当社工場内、耐久実験室にて、モーターに減速機を接続し、その先端に負荷をかける耐久試験の運転準備のため、作業台でモーターのセッティングを行っていたところ、作業台に固定されていたモーターが外れ、被災者の右側頭部を直撃した。	26	6	11301	～ 299	100
38	2011	2	11 ～ 12	店内の整理をしていたところ、手に持っていたダンボールがウィンドウに飾ってあったボディー（マネキン）に当たって落下し、右足の指を骨折した。	21	5	80209	～ 29	10
39	2011	1	10 ～ 11	A町B工場において、予備品のモーターを整理中、モーターを抱えて移動させ降ろす時、片側を床に設置させ、もう片側も置こうとした時、誤って左手人差し指を挟んでしまい負傷した。	52	7	11703	～ 99	50
40	2010	11	10 ～ 11	当工場内で当日始業時、自家発電機の運転を開始したところ、発電機エンジンのウォーターポンプ付近から冷却水が漏れていた為、被災者と他1名の職員の2名で修理をした。修理完了後に冷却水もれが止まったか確認のため試運転した。この時、被災者は修理箇所から冷却水が再度漏れているのを確認した。その位置を指し示そうと、	40	7	10909	～ 49	30

				左手を冷却水漏れの箇所へ向けたところ、冷却水漏れ箇所の前部にあったラジエーターファンに接触し、左手薬指を切断した。原因は被災者がファンの位置確認を怠ったためと思われる。				
41	2010	10	15 ～ 16	A町の当社駐車場で車輛の各所にグリスアップをし、エンジンルームの点検中に回転しているダイナモのベルトに指を挟まれ負傷した。	58	7	40301	10 ～ 29
42	2010	6	10 ～ 11	当社事務所（A）に於いてトラックの荷台にのせた1 tローラーのエンジンの掛かり具合の点検作業中、被災者がエンジンを掛けようとしてクランク棒を回したところ、勢い余ってクランク棒がローラー本体よりはずれはずれたクランク棒が被災者の顔面にあたり、口の上部左側を切傷したもの。	45	6	30106	10 ～ 29
43	2010	5	13 ～ 14	工場内でエンジンがストックされている棚より、エンジンを運び出すエンジンの上から降りた時に足をくじいた。	25	19	80209	10 ～ 29
44	2010	3	7 ～ 8	A冷蔵庫内で前日片付時、6輪カートの中に、下段に大根の箱、キャベツ入りのコンテナ3段、大根の箱が上に置かれていて、またその上に菌茸類のコンテナが置かれており危険な為、大根の箱を取除こうとした時に全部倒れてきた。	42	5	80209	100 ～ 299
45	2010	2	15 ～ 16	当社内において、自動車バッテリーの充電が完了したので、充電装置からバッテリーを取り外した際に誤って充電装置のコードの端子同士が接触した際の火花が、電地から発生したガスに引火して爆発、充電装置の蓋が破損して、それが顔面に当たり負傷したものの。（右目）	63	11	80409	10 ～ 29
46	2010	1	15 ～ 16	T専門学校（T都N区）の廃棄物置場において、8平方メートルの鉄箱に手積みで金属くずを積み込み中、鉄パレットにつながっている約1平方メートルのモーターを小屋から外へ搬出し鉄箱へ乗せようとした時に腰に激痛が走り痛めたもの。	36	19	50101	10 ～ 29
				環境整備（水路石張）工事現場において、2人で密閉された中で底				

47	2009	12	21 ～ 22	版のコンクリートを均す作業をしていた。夜間作業のためエンジン付投光機を作動させていたが、養生屋根シートが投光機にかぶった状態だったため、排気ガスにより2人とも急性一酸化炭素中毒になった。	63	12	30199	～ 49
48	2009	11	15 ～ 16	保全整備室で作業用ハンドランプ交換の為、室内奥に置いてある予備ランプを取りに試運転中のモーター横を通りかかった際、回転中のモーター軸のカップリングにズボンの右裾を巻き込まれ、右足の膝を負傷した。	59	7	11702	～ 99
49	2009	9	14 ～ 15	ゴム製品のカット室において、モーターを使いローラー両端のバリ取り作業をしていた。作業中、指サック代わりに使用していた軍手（左手）がモーターに巻き込まれ、指を切断した。	41	7	10806	～ 99
50	2009	9	11 ～ 12	メンテナンス業者指示のもと洗濯機上部に設置のモーター（重さ約120kg）の交換作業を行っていたところ、新しいモーターを吊り上げていた角材が折れ、約2mの高さからモーターが落下した。下でモーターの位置がずれないように、支えていた被災者の下半身に落ち、左足を骨折した。	48	4	11703	～ 49
51	2009	8	9 ～ 10	芝畑でトラックに積み込み作業中に、ベルトコンベアとエンジンの取り付けの際、手袋が巻き込まれ、右手の2指を負傷した。	42	7	60101	1～ 9
52	2009	7	16 ～ 17	個人宅新築工事を終えて材料工具の積み降ろしを行っていた所、トラックの水温計が高いことに気が付き、ラジエータの点検をしていたところ、冷却水が吹き出し、顔と手を火傷した。	48	11	30202	～ 29
53	2009	6	14 ～ 15	食鶏加工作業場で食肉の整形作業中、カッティングナイフの刃先に触れ、左手指を負傷した。	36	8	10101	～ 99
54	2008	12	14 ～	自動車エンジンの取外し中、エンジンに付いていたプロペラシャフトが、いきなり外れて飛んできたので、避けようと手を出したところ	41	4	11209	1～ 9

62	2008	3	16 ～ 17	モータープールで重機のメンテナンス中に同僚がトラックで運んできた機械（約350kg）を降ろすのを手伝うためトラックの横に立ち、アオリを外して間もなく、運搬中の振動でストッパーが外れており、又、坂であったため機械が落ちてきて右足を負傷した。	65	4	30309	1～ 9
63	2008	2	9 ～ 10	被災者はケーサーアタッチコンベアにて製品の歯抜けが生じた為、そのトラブル処理を行い、粉碎機をステップ替りにして製品詰まりを除去後、降りる際に右足をモーターに乗せ加重をかけた時に足が滑って転倒し、モーターに半身を強打して被災した。	56	2	10805	100 ～ 299
64	2007	12	13 ～ 14	当工場敷地内において、発動機のエンジン整備をしていた。手動発動機のため鉄のクランクを回し、試しにエンジンをかけたところ、右回りにエンジンが回ったが、エンジン内で小さな爆発音がし驚いて手を離れた際、急に左回りにエンジンが回ったため、クランクが左回りになり、クランクが手に当り負傷した。	31	6	10509	50 ～ 99
65	2007	11	10 ～ 11	ゴルフ場での出張修理の際、発動機のエンジンをスターチングハンドルでエンジン始動時、回転させていたが、圧縮圧で逆転したためハンドルが手に当り、負傷した。	53	6	11701	10 ～ 29
66	2007	11	16 ～ 17	店舗内工場で、自動車のオーバーヒート点検中に、ファンベルト付近から異音がしたため点検しようと手を近づけたところ、はめていた軍手がベルトに巻き込まれ指を負傷した。	35	7	11701	1～ 9
67	2007	8	10 ～ 11	当社構内において、ユンボのラジエターに冷却水を補給しようとエンジンを停止後にラジエターキャップを開けた際に、ラジエターの給水口より熱湯、熱風が吹き出てきて足を負傷した。	61	11	150103	30 ～ 49
68	2007	7	11 ～ 12	工場内でモーターの絶縁物の押入作業中に、左手がフレームに触れ転倒しそうになったため、支えようとして指を誤ってそのフレームに挟んで負傷した。	62	7	11402	1～ 9
69	2007	7	18 ～ 19	バーチカルを使用し、発泡ポリエチレンパイプを切断作業中、誤って歯部に触れ指を負傷した。	27	8	10805	1～ 9

70	2007	6	16 ～ 17	事業場内において、マリンジェットの修理中、セルモーターが回転していることをうっかり忘れ、ピストンに手が触れて、指を負傷した。	50	7	140309	～ 29
71	2007	6	17 ～ 18	ベルトコンベアを駆動させるモーターが故障し、モーター交換と同時に400Vから200Vへ電源切替配線作業を行うため、200Vの電源を遮断し作業に入った。400Vの電源は遮断していなかった。その後マグネット操作線のつなぎ込み作業に取り掛かった際、400Vの制御盤のマグネットの一次側に手が触れていたのに気付かず、手に持っていたドライバーで操作線をつないだため感電し負傷した。	48	13	20201	～ 49
72	2007	5	9 ～ 10	点検保守現場でブレーキディスクを手で掴み風車のハブを回転させていた際に、指をブレーキディスクとブレーキキャリパの間に挟まれた。	27	7	11601	～ 49
73	2007	4	16 ～ 17	工場内のコンベアモーターが不具合を起こしているとの連絡を受け、被災者が確認後、修理の必要があると判断し、周囲の工員に修理を行うためコンベアを動かさないよう連絡し修理に入った。連絡を聞いていなかった倉庫の工員がコンベアモーターを始動させ、修理中であつた被災者がチェーンに指を挟まれ負傷した。	39	7	10102	～ 299
74	2007	4	4 ～ 5	地下鉄駅地下1F電気室で、配電盤の清掃作業終了後、同じ場所で作業をしていた者が、救急車で搬送された病院の医師から全員が検査のために来院するよう指示を受けた。当日は停電作業のため、照明用に、ガソリンエンジン発電機2台を持ち込み、電気室の隣の南送風機室で運転し、作業を行なっていた。被災者は病院より来院するよう指示を受け、自ら病院に出向き、医師により一酸化炭素中毒と診断された。	46	12	30302	～ 29
75	2007	2	11 ～ 12	工場内において、エンジン修理のためその一部を脱着した際に、冷却水が一部出たために補充しようとしたところ、エンジンが高温になっていたため高温の熱湯が吹き出し、手にかかったため負傷した。	55	11	11701	1～ 9

76	2007	2	16 ～ 17	自動車整備工場の地内において、コンクリート製浄化槽撤去工事作業中に、手動式エンジン付のエアークンプレッサー使用時に、エンジン始動の際、寒冷時期のため、回転が困難となり逆回転になり、手動ハンドルで手を打ち負傷した。	22	6	30110	1～ 9
77	2007	1	9 ～ 10	工場内において、中古自動車部品の生産作業中、取り外したエンジンを移動中、そのエンジンが不安定な場所にあったため、転倒し足上に落下し負傷した。	34	5	80202	30 ～ 49
78	2006	11	11 ～ 12	会社倉庫内で、明日の段取りのため道具をトラックに積込中、発電機（30kg位）を両手で持ち上げた際、腰を痛めた。	33	19	30309	1～ 9
79	2006	8	3 ～ 4	工場内のあがり台の上で、モーターの取替作業中、モーターが落下し、下にいた被災者が負傷した。	35	4	40301	10 ～ 29
80	2006	7	14 ～ 15	新築工事現場において、エレベーター設置中、ピット内に巻き上げ機を取り込む際に巻き上げ機がバランスを崩して触れたため、思わず手で止めようとしたところ、巻き上げ機とレールの間で右手を挟まれ負傷した。	47	7	30302	1～ 9
81	2006	7	15 ～ 16	成形工場の金型置場で棚の最上段にある金型をクレーンにて吊り出す作業中に、床に置いてある金型（高さ50～60cm位）や成形機のオイルポンプ（高さ50cm位）を移動しながら作業していて足を滑らせ足から床に落下し負傷した。	55	1	11502	50 ～ 99
82	2006	6	10 ～ 11	事業場の工場内で、車を横向きにして解体中、ワイヤーを切断した時にエンジンのバランスが崩れエンジンが倒れてきて胸に当たった。	41	5	150103	1～ 9
83	2006	5	9 ～ 10	整備工場内において、自動車のエンジン本体を取り外し、エンジンを整備するため、エンジンの内側を整備していた際、エンジンの外枠の縁に、体の一部が接触し負傷した。	25	8	11701	1～ 9

84	2006	4	13 ～ 14	工事現場にて、配水管工事中に発動機の振動移動を防ぐため、体にて固定している際、発動機とせん孔機との接続部分に体の一部が当たり負傷した。	22	6	30302	～ 29
85	2006	3	14 ～ 15	作業場で自走芝刈機のエンジン修理を行っている際、スパナでボルトを締める時、スパナが外れ、シリンダーのとがった角に体の一部をぶつけ、負傷した。	20	3	170209	1～ 9
86	2006	3	7 ～ 8	工場内にて、重機エンジンの不良箇所の点検を行う際に、ファンベルトに巻き込まれ負傷した。	54	7	150102	30 ～ 49
87	2006	2	8 ～ 9	当工場内に於いて、鶏糞を出す機械のエンジンを始動するため、スターターのひもを引っぱったがエンジンがかからず何回も引っぱっても始動せず、点火プラグ火を確認するためにプラグを外してスターターを引っぱった時エンジンの中のガソリンが外に飛び出してプラグの火がガソリンに引火して、その火が被災者にかかり負傷した。	59	11	70101	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例 \(-2017年\)](#)に戻る。